

工事施工者の方へ



建築基準法に基づく 確認済証等の偽造にご注意ください！

基本 事項

- 建築物の新築等を行う場合は、工事着手前に確認申請を行い、確認済証の交付を受ける必要があります
- また、工事完了時には完了検査を受け、検査済証の交付を受ける必要があります

着工前の説明・原本確認・現場表示を、
確実に行ってください



主な実施事項

- 着工前の説明を行う
- 確認済証の原本提示を受ける
- 現場に表示板を設置する

1

依頼を受けたとき

建築主へ、確認済証の交付を受けた後でなければ
工事ができないことを十分説明してください



2

着工前

建築主等に確認済証の原本提示を求め、
書類の真正性を確認してください



3

工事現場

工事現場の見やすい場所に「建築基準法による確認済」の
表示板を設置してください



❗ 偽造の疑いがある書類を見つけた場合は、そのままにせず、速やかに確認してください

確認済証や検査済証などに疑義が生じた場合は、特定行政庁の問い合わせ先又は
発行元の指定確認検査機関へご連絡ください（特定行政庁の問い合わせ先は裏面をご確認ください）

チラシの内容に関するお問い合わせ先
岐阜県都市建築部建築指導課建築指導係 TEL：058-272-1111

◆お問い合わせ先◆

確認済証や検査済証などに疑義が生じた場合は、下記の特定行政庁の問い合わせ先、または発行元の指定確認検査機関へご連絡ください

建 築 等 の 所 在 地		お 問 い 合 わ せ 先
岐阜県	羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町	岐阜・西濃建築事務所 TEL：0584-73-1111
	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市※ ² 、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	中濃建築事務所 TEL：0574-25-3111
	多治見市※ ² 、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	東濃建築事務所 TEL：0572-23-1111
	高山市※ ² 、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨建築事務所 TEL：0577-33-1111
岐阜市		岐阜市まちづくり推進部建築指導課 TEL：058-265-4141
大垣市		大垣市都市計画部建築指導課 TEL：0584-81-4111
各務原市		各務原市都市建設部建築指導課 TEL：058-383-1111
高山市※ ¹		高山市都市政策部建築住宅課 TEL：0577-32-3333
多治見市※ ¹		多治見市都市計画部開発指導課 TEL：0572-22-1336
可児市※ ¹		可児市建設部建築指導課 TEL：0574-62-1111

※¹：小規模建築物等を所管しています（建築基準法施行令第148条）

※²：上記（※¹）以外の建築物等を所管しています

チラシの内容に関するお問い合わせ先

岐阜県都市建築部建築指導課建築指導係 TEL：058-272-1111

